

## 障害者の法定雇用率引上げに関するお知らせ

障害に関係なく、希望や能力に応じて、安心して働き、社会の一員として活躍できる「共生社会」の実現の理念の下、すべての事業主の皆さまには、法定雇用率以上で障害者の方を雇用していただくことが定められています。

令和8年7月からは、法定雇用率が引き上げられ、37.5人に1人の割合での雇用が必要となります。該当となる可能性のある事業主の皆さまは、この機会に雇用状況をご確認ください。

	令和7年度	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

### 対象事業主にはどんな義務がありますか？

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告  
(※報告対象となる場合は令和9年5月頃厚生労働省より報告様式をお送りいたします)
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### 対象事業主の範囲（37.5人以上）を確認してみましょう！

週所定労働時間 30時間以上の労働者	A 人	A+B×0.5で計算してください
週所定労働時間 20時間以上 30時間未満の労働者	B 人	人

### 障害者雇用率制度とは？（厚生労働省HPより）

障害者雇用率制度について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859466.pdf>

除外率制度について

(特定の業種において障害者雇用率を計算する際に、一定の割合の労働者を計算から外すことができる制度です。)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001133551.pdf>

### 障害者雇用の経験がなく、進め方が分からぬ時は？

障害者雇用支援には、ハローワークのほか多くの就労支援機関が関わっています。

貴社の課題に応じて、ハローワークと就労支援機関が連携して対応いたします。

ハローワーク大和 雇用指導官へお問い合わせください。